

議案第71号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する医療過誤による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

(1) 県は、和解の相手方に対し、和解の相手方が平成23年9月15日に鳥取県立中央病院において経鼻的下垂体腫瘍摘出術等を受けた際、両眼失明の結果が生じたことについて、遺憾の意を表するものとする。

(2) 県は、損害賠償金8,000,000円を支払うものとする。

3 医療過誤の概要

(1) 医療過誤の発生日

平成23年9月15日

(2) 医療過誤の発生の場所

鳥取県立中央病院

(3) 医療過誤の内容

鳥取県立中央病院所属の医師が和解の相手方に行った経鼻的下垂体腫瘍摘出術の後、クモ膜下出血による視力障害を来した際、保存的治療を選択したことで、両眼失明に至ったものである。